

## 「こども県政サポーター」募集に係る広報業務委託 仕様書

この仕様書は企画提案書作成用である。

企画提案競技後、県は契約先候補者と協議を行い協議が整った際は仕様書を契約先候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

### 1 委託業務名

「こども県政サポーター」募集に係る広報業務委託

### 2 委託期間

契約締結日から令和6年10月31日まで

### 3 目的

こどもへの意見聴取のための「こども県政サポーター」を実施するにあたり、効果的に登録者を募集するため、広報業務を委託する。

### 4 委託業務の内容

(1) 委託内容及び成果物の規格

ア チラシ・ポスター

サイズ	1 ページのサイズはA4
種類	「小学生向け」、「中学生～高校生向け」の2種類
ページ数	各種類2ページ（表面、裏面）
色	フルカラー
媒体	pdf及びjpeg形式
作成 コンセプト	<ul style="list-style-type: none"><li>こども県政サポーターの対象者に対して、サポーター募集、こども県政サポーターの概要及びこどもに対しての意見聴取の意義等について、効果的にPRする内容とすること。</li><li>対象ごとに、伝わりやすい表現を用いること。</li><li>デザインについては、見る人によって解釈が変わらないよう、バイアスのかからないフラットなデザインとすること。</li><li>チラシの表面はポスター等に転用できるデザインとする。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>チラシ表面については、引き伸ばしてポスター等にも転用する。</li><li>表面については、A1サイズに引き伸ばした場合にも鮮明な画質とすること。</li><li>小学生向けのチラシに漢字を用いる場合は、全てふりがなをふること。</li><li>表面には募集ページへの二次元コードを入れること。（募集ページ及び二次元コードは委託者が作成する。）</li><li>「これだけは押さえて！チェックシート（チラシ編）、（ポスター</li></ul>

	<p>編)」を最大限遵守すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・色彩表現については、カラーユニバーサルデザインに配慮すること。</li> </ul>
--	--

#### イ 広報動画

本数	2本（ロングバージョン、ショートバージョン）
尺	ロングバージョン…30～45秒程度 ショートバージョン…10～15秒程度
画質	FHD（1,920×1,080）以上
色	フルカラー
媒体	mp4形式
作成 コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども県政サポーターの対象者に対して、サポーター募集、こども県政サポーターの概要及びこどもに対しての意見聴取の意義等について、効果的にPRする内容とすること。</li> <li>・動画の再生途中で離脱させない工夫をすること。</li> <li>・デザインについては、見る人によって解釈が変わらないよう、バイアスのかからないフラットなデザインとすること。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ナレーションをいれること。</li> <li>・BGMをいれること。</li> <li>・テロップを表示し、漢字には全てふりがなをふること。</li> <li>・色彩表現については、カラーユニバーサルデザインに配慮すること。</li> </ul>

#### ウ インターネット広告

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども県政サポーターの対象者に対して、検索サイト・SNS等を活用し、インターネット広告を実施すること。</li> </ul>
ターゲット ング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県政サポーターの対象者にターゲットを絞り、的確に情報を届けること。</li> </ul>
使用する 広告媒体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ターゲット層に対して最も効果的な広告媒体を組み合わせる実施すること。</li> <li>・使用する広告媒体については、受託者が選定すること。</li> <li>・媒体ごとの想定広告表示数、広告閲覧数、募集ページへの誘導数（クリック数）について示すこと。</li> </ul>
サムネイル バナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット広告を実施するにあたって必要な、サムネイルやバナーについても受託者が作成すること。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども県政サポーターの対象者に対して、サポーター募集、こども県政サポーターの概要及びこどもに対しての意見聴取の意義等について、効果的にPRする内容とすること。</li> <li>・登録フォームへのアクセス（クリック）を促すように工夫すること。</li> </ul>
効果検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・媒体ごとの広告表示数、広告閲覧数、募集ページへの誘導数（クリック数）、その他広告実施後の詳細な分析等についてのレポートを作成す</li> </ul>

ること。
------

## (2) 成果物の納品

受託者は、成果物（チラシ・ポスター、広報動画、インターネット広告効果検証レポート）を委託者へ提出するものとし、提出方法は下記のとおりとする。なお、成果物の納品前に県の確認を受けること。

### ア 納品方法

- ・チラシ・ポスター…電子データをメールで提出、CD-R（もしくはDVD-R）に出力
- ・広報動画…電子データをメールで提出、DVD-Rに出力
- ・サムネイル・バナー…電子データをメールで提出、CD-R（もしくはDVD-R）に出力
- ・インターネット広告効果検証レポート…電子データをメールで提出

### イ 納品期限

- ・チラシ・ポスター…令和6年7月8日（月）
- ・広報動画…令和6年7月12日（金）
- ・サムネイル・バナー…令和6年7月12日（金）
- ・インターネット広告効果検証…令和6年10月31日（木）

### ウ 提出先

- ・電子メール…a3320-47@pref.saitama.lg.jp
- ・CD-R、DVD-R…埼玉県福祉部こども政策課

## (3) 成果物の活用について

- ・委託者は受託者から成果物（チラシ・ポスター、広報動画）の納品を受けた後、県HP等で公開するものとし、公開期間は無期限とする。
- ・委託者は成果物（チラシ・ポスター、広報動画）を使用し、又は加工し、独自に広報を実施する場合がある。

## (4) その他

- ・成果物を作成するに当たり、受託者は随時、委託者に完成イメージを確認すること。

## 5 スケジュール予定（予定のため、変更することがある。）

令和6年	6月中旬	委託契約締結 キックオフ会議 受託者作成作業開始
	7月中旬	チラシ・ポスター納品 広報動画納品 こども県政サポーター記者発表
	8月上旬～	こども県政サポーター募集開始 インターネット広告開始
	9月下旬	こども県政サポーター募集締切

インターネット広告終了  
10月下旬 インターネット広告効果検証レポート納品  
11月上旬～ こども県政サポーター稼働開始  
令和7年 2、3月 アンケートに回答したサポーターへの景品発送

## 6 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (3) 本件受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権等は埼玉県に帰属する。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

## 7 業務報告

- (1) 県は、必要があると認めるときは、受託者に対して、受託業務の業務内容の報告を求め、又は、必要な指示をすることができる。
- (2) 受託者は、受託業務の遂行が困難になった場合には、速やかに県に報告するとともに、その指示を受けなければならない。

## 8 委託業務実施にあたっての留意事項

- (1) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ埼玉県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。
- (8) 本事業の業務体制、業務内容及びスケジュール等についての実施計画について、県の承認を得ること。
- (9) 本事業における企画提案競技での企画提案書の内容を踏まえて、事業を実施すること。

## 9 こども県政サポーター概要（案のため、変更になることがある。）

### ・「こども県政サポーター」は仮称のため、変更することがある。

- ・こども県政サポーターとは、こども基本法第11条に規定された、こどもへの意見聴取を実施し、県の施策に反映するためのシステムである。
- ・サポーターから聴取した意見については、結果をHP等で公開する。
- ・サポーター募集期間については、令和6年8月1日（木）から9月30日（月）の2か月間とする。
- ・募集対象としては、埼玉県在住の①未就学時（0歳～5歳）の保護者・養育者②小学校低学年（1年生～3年生）③小学校高学年（4年生～6年生）④中学生⑤高校生相当年齢⑥②～⑤の保護者・養育者とする。
  - ※⑥については、こどもが登録している者に限る。
- ・募集人数は①～⑤の各区分200名で、計1,000名とする。
  - ※⑥については、人数の制限は設けない。
- ・任期は令和7年3月31日（月）までとし、更新を希望する者は任期を1年延長する。
- ・今年度実施するアンケートの内、1回でも回答をしたサポーターに対して、500円分の図書カードを送付する。※⑥の区分は対象外とする。